

発議第7号

テレビ共聴組合への支援制度拡充を求める意見書の提出
について

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、
総務大臣、財務大臣に対し、別紙意見書を提出するものとする。

令和5年9月22日提出

南魚沼市議会議長

塩谷寿雄 殿

提出者	南魚沼市議会議員	大平剛
賛成者	南魚沼市議会議員	目黒哲也
賛成者	南魚沼市議会議員	梅沢道男
賛成者	南魚沼市議会議員	中沢道夫
賛成者	南魚沼市議会議員	勝又貞夫
賛成者	南魚沼市議会議員	吉田光利
賛成者	南魚沼市議会議員	塩川裕紀
賛成者	南魚沼市議会議員	中沢一博

別紙

テレビ共聴組合への支援制度拡充を求める意見書

本市においてテレビ難視聴地域は、テレビ共聴組合を形成しテレビの視聴を行っているが、経年劣化による設備の維持補修などの費用負担が増大している。また、テレビ共聴組合からケーブルテレビへの切替えを考える組合もあるが、既存設備の撤去費用の負担が難しいとの声がある。

テレビ放送については、地域情報等の社会情報伝達や災害時のリアルタイムな情報伝達などその役割は重要であり、特に高齢世帯にとって、テレビは代替えが難しい通信インフラである。

テレビ共聴組合は高齢化と人口減少に伴う加入世帯の減少により、設備の更新、撤去費用負担が難しい状況である。

よって、国におかれては、テレビ共聴組合に対する設備の更新、既存設備撤去費用に係る支援制度拡充を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年9月22日

新潟県南魚沼市議会議長

塩谷 寿雄